

事業の要旨

共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象として、子供の安全・安心対策や子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設の設置を支援することで、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進める。

事業の概要

○ 補助対象となる共同住宅

- ・ 賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修 ※複数棟の申請をする場合、棟単位で申請・対象条件等を満たす必要あり

○ 補助内容

- ① 「子どもの安全確保に資する設備の設置」に対する補助 : 新築の場合は事業費の1/10、改修の場合は補助対象事業費の1/3（上限100万/戸）
- ② 「居住者等による交流を促す施設の設置」に対する補助 : 新築の場合は事業費の1/10、改修の場合は補助対象事業費の1/3（上限500万）

子どもの安全確保に資する設備の設置

※新築は①～⑯の項目の全ての実施が必須／改修は「⑥転落防止の手すり等の設置」の事項の実施が必須。

視点	目的	取組事項（補助対象）
住宅内での事故防止	衝突による事故を防止する	① 造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事（面取り加工） ② ドアストッパー又はドアクローザーの設置
	転倒による事故を防止する	③ 転倒による事故防止工事（洗面・脱衣室の床はクッション床） ④ 人感センサー付玄関照明設置 ⑤ 足元灯等の設置
	転落による事故を防止する	⑥ 転落防止の手すり等の設置
	ドアや窓での指つま・指はさみを防止する	⑦ ドアや扉へ指詰め防止工事
	危険な場所への進入や閉じ込みを防止する	⑧ 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置 ⑨ チャイルドフェンス等の設置
	感電や火傷を防止する	⑩ シャッター付コンセント等の設置 ⑪ 火傷防止用カバー付き水栓、リモースト式水栓等の設置 ⑫ チャイルドロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置
	子どもの様子の見守り	⑬ 対面形式のキッチンの設置 ⑭ 子供を見守れる間取りへの工事（キッチンに面したリビング）
不審者の侵入防止	不審者の侵入を防止する	⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置 ⑯ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置 ⑰ 防犯カメラ設置
		⑱ 家具の転倒防止措置のための下地処理工事
		⑲ 避難動線確保工事
災害への備え	災害時の避難経路の安全を確保する	⑲ 避難動線確保工事
防犯安心性の確保		⑳ 宅配ボックスの設置

※ 宅配ボックスの設置は、子育て世帯が居住世帯の3割以上である共同住宅の改修に限る。

※ 宅配ボックスの設置に係る補助対象工事費は、事業費に子育て世帯の入居率に乘じた額とし、補助額は50万円／棟

補助対象のイメージ

● 子どもの安全確保に資する設備

浴室扉への外鍵設置や窓からの転落防止



● 交流を促す施設

交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



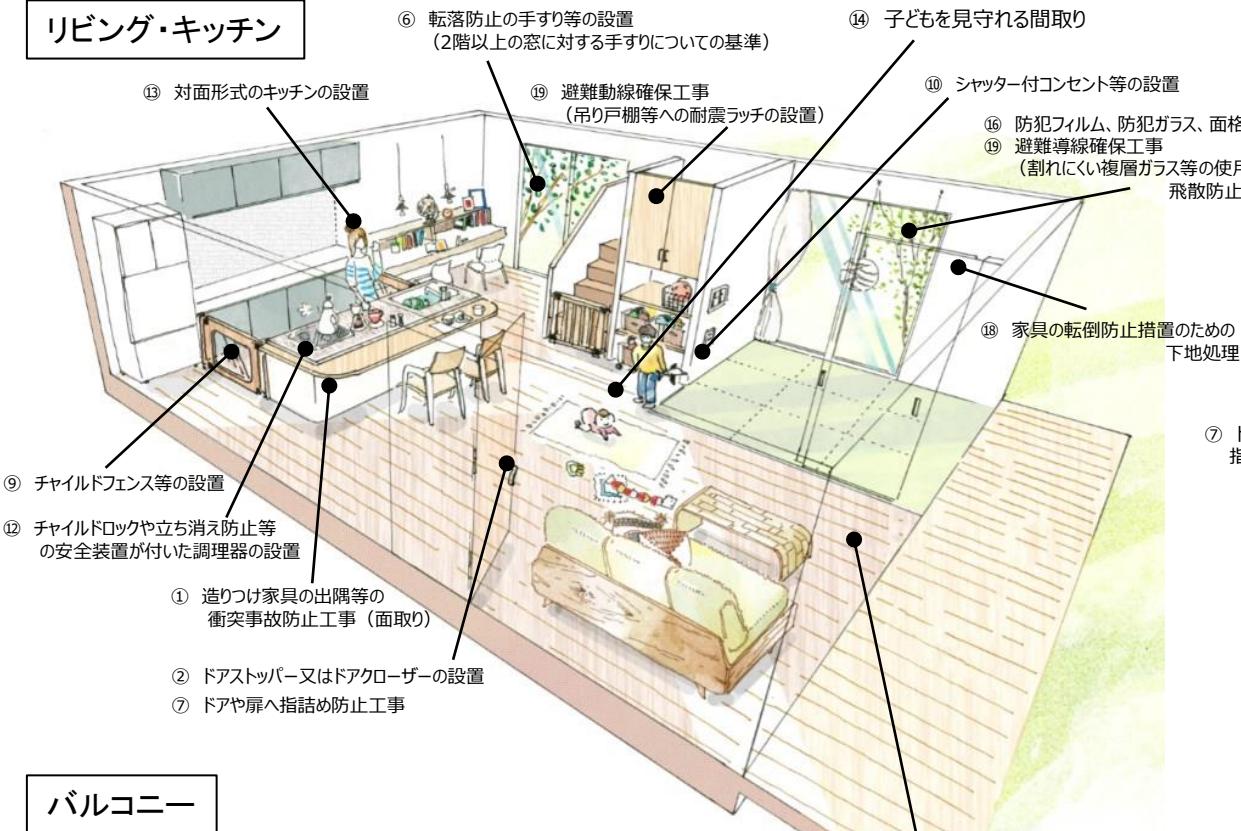
居住者等による交流を促す施設の設置

※以下のうち1項目以上を実施／新築は必須、改修は補助対象とする場合のみ

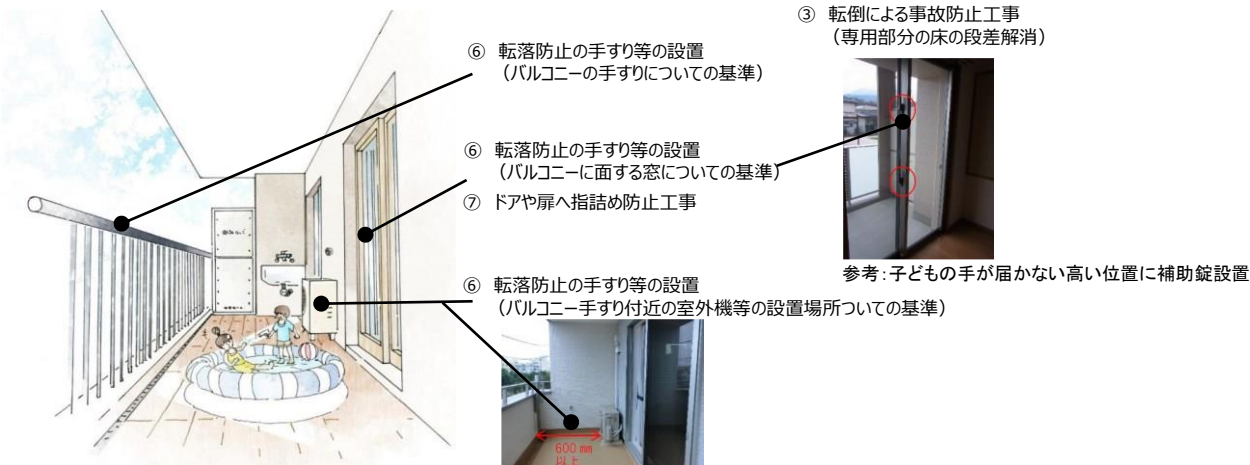
取組事項（補助対象）
㉑ 交流場所として利用できる多目的室 [キッズルーム・集会室] の設置
㉒ プレイロット [遊具・水遊び場・砂場] の設置
㉓ 家庭菜園の設置
㉔ 交流用ベンチの設置

「子どもの安全確保に資する設備の設置」整備イメージ

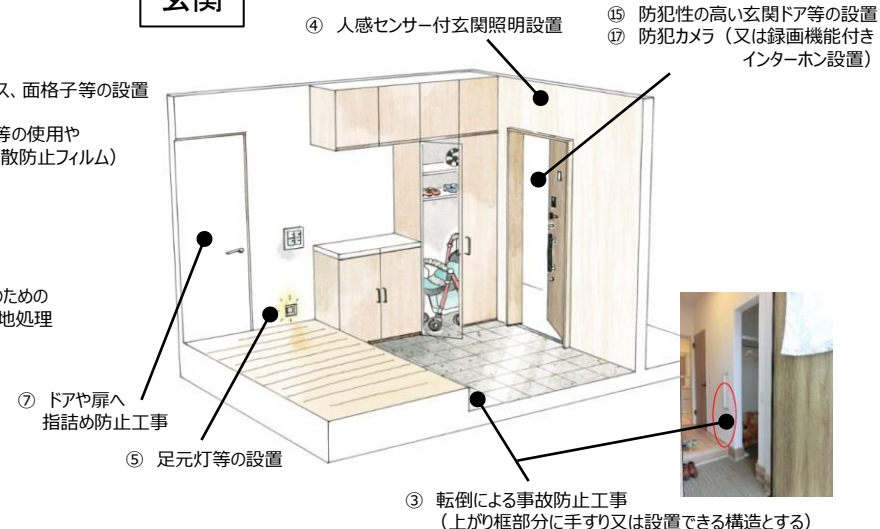
リビング・キッチン



バルコニー



玄関



浴室及び洗面・脱衣室

